

ることが要求される。例えば、刑法の因果関係の論証をするとした場合、「では、因果関係があるか」という問題提起のみでは、議論の実益を示したことにはならない。

そして、その法律論を理解していないと、問題となる事実を問題提起部分で示すことはできない。逆に言うと、問題提起部分において適切な事実を示すことができれば、法律論が理解されているという関係にあり、読み手も、問題提起部分を見ることによって、その後の論述の巧拙が分かるという関係にある。問題提起は、その意味で極めて重要である。

答案の冒頭の問題提起では、「オウム返し」を意識する。ここでいうオウム返しとは、問い合わせそのまま書き写すということではない。問い合わせに対して、適切な要件設定をするということを意識する。

## (2) 憲法の原告部分における問題提起

「●●法××条の規定は、△△の自由を侵害するがゆえに、憲法▲▲条に違反する。」とにかく具体的に。ただし、答案の中で、これを実質的に示すことができれば、必ずしもここでいう問題提起として上記を示す必要はないようにも思われる。

### 3 訴訟形式の選択

### 4 求める違憲審査の選択

「公権力の法適用プロセス」を分析することを前提に、求める違憲審査を決定する。

「公権力の法適用プロセス」は、行政法の分析とほとんど同じ。いかなる事実関係の下で、いかなる法律を適用して、いかなる法律効果を発生させたかを分析する。当然のことが書いてあるだけ。

例えば、法令違憲が問題となる場合には、「立法事実→そこで、法令が制定される。→法令の目的・内容（【資料】に記載されることもある。）→登場人物（原告）の具体的権利利益の制約（これは法令違憲であろうと適用違憲であろうと必ず問題文に記載されている。）→訴訟提起」という流れで問題文が書かれている。

### 5 合憲性判断のための一般的規範とその適用

### 6 違憲審査基準論か、三段階審査論か

当然のことが書かれている。いわゆる「人権処理手順」「三段階審査論」は、上記【法律答案のルール】に従った憲法答案作成のための1つのツールと考える。

## 第3節 被告の反論

### 1 被告（検察官）の反論をどこまで書くか

#### (1) 被告の反論の役割→争点（つまり、私見で厚く論じる部分）の明示！！！

議論の実益・問題の所在をイントロで見せるだけの役割（これは憲法だけに限られない。）でしかない。

#### (2) 上記の意味において、ポイントだけを書けば良い。

### 2 被告の反論についての形式的注意事項

(1) 本質的な問題ではない。がしかし、答案を読む側としては、Aの方が読みやすいし、前述の被告の反論の役割からすると、Aの方が望ましいと考える。

(2) Bのように書く場合は、見出しを付けたり、文章の冒頭で「被告の反論としては……」という形で明示することが大事。

### 3 被告の反論として何を書くか